キャッシュカードによるお引出し限度額の引き下げについて

平素は当組合をご利用いただき誠にありがとうございます。

すでにご存じのことと思いますが、警察官・銀行協会・金融庁・金融機関等を名乗り、キャッシュカードをだまし取る、または、被害者が目を離している隙に、あらかじめ用意しておいた偽のカードと本物のキャッシュカードをすり替えるなどして ATM で現金を不正に引き出す特殊詐欺被害が多く発生しております。

当組合では、お客さまの大切なご預金をお守りするため、また、上記のような特殊詐欺に対してもお客さまが安心してお取引いただけるよう、ATMでのキャッシュカードによる1日のお引出し限度額の引き下げをさせていただきます。

お客さまには大変ご不便をおかけしますが、何卒ご理解をいただきますようお願い申し上げます。

●対象となるお客さま

当組合のキャッシュカードをお持ちの**個人・法人**のお客さま

●変更後のお引出し限度額

当組合のキャッシュカードによる1日あたりの現金お引出し限度額

<u>個人</u> のお客さま	「当組合」の ATM を利用	50 万円*
	「提携金融機関」の ATM を利用	
<u>法人</u> のお客さま	「当組合」の ATM を利用	100 万円*
	「提携金融機関」の ATM を利用	

※1日あたりの限度額は、当組合 ATM・提携金融機関 ATM の合算金額となります。

●変更日 令和7年10月1日(水)

●限度額変更のお手続き等について

限度額を超えるお引出しをする場合や限度額の変更を希望される場合は、お手数をおかけしますが、 平日の営業時間内に限度額を変更される口座のキャッシュカード、通帳、お届印、顔写真つきの本人 確認書類(運転免許証等)をご持参のうえ、お取引店(口座開設店)窓口へご本人さまがご来店ください。

※詳しくはお取引店にお問い合わせください。

熊谷商工信用組合